



# 火葬料金の一部を補助します

火葬場が設置されている市町村の住民との火葬料金の格差を軽減するため、設置市町村の住民が負担する火葬料金との差額の一部（2分の1相当額）を補助します。

## ■補助金の交付対象

- ・明日香村に住所がある方の火葬料金

※村税等を滞納していない方

## ■申請に必要な書類等

- ・火葬許可証の写し、火葬料の領収書写し、印鑑

## ■補助金の金額（上限：50,000円）

[計算例]

\* 檀原市営火葬場を利用した場合

檀原市民が支払う料金 20,000円

檀原市民外が支払う料金 120,000円

差 額 100,000円

補助金額 : 差額100,000円×1/2=50,000円

\* 高取町営火葬場を利用した場合

高取町民が支払う料金 30,000円

高取町民外が支払う料金 90,000円

差 額 60,000円

補助金額 : 差額 60,000円×1/2=30,000円

**注意）申請の受付期間は、火葬が許可された日から6ヶ月以内です**

## 【問い合わせ】

奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

明日香村役場 暮らし窓口課

☎0744-54-2282(直通)